

第9回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議録

平成23年3月18日(金) 午後1時30分～午後3時
市役所 7階 第4委員会室

飯田市民局総務担当課長：ただいまから、第9回「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会」を開催させていただきます。

開会にあたりまして、大変恐縮ではございますが、少しお時間をいただきまして、今回発生をいたしました大地震に関して、一言申し上げたいと思います。3月11日に東北・関東地方で発生いたしました大地震と津波によりまして未曾有の被害が生じております。亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。大阪市では災害発生直後から被災地におけます救命、あるいは救援活動のために、国・関係機関からの要請に応えまして、災害派遣医療チームや消防隊の派遣、あるいは物資の提供を行っております。また一方、多くの市民の方々からは、自分も力になりたい、何か支援したいという温かいお言葉と、そして、区役所・市役所等に設けました募金箱には多額の義援金もいただいているところでございます。今後も、被災地からの要請に迅速に対応して、継続的に支援を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、ここから議事に入りたいと思います。阪井委員長よりよろしくお願いいたします。

阪井委員長：それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。議事は公開で行います。会議概要の作成、あるいはホームページの公表につきましては、従前通り事務局に行っていただくということで、事前に各委員の確認をとっていただきますようお願いいたします。傍聴者は、現在のところ2名でございます。

地対財特法期限後の事業等の見直しにつきましては、昨年3月の第8回委員会におきまして、平成21年度末をもって完了したことを確認したところですが、債権回収など継続して取り組む課題の進捗管理を行う必要があるということで、本委員会の任期は2年間延長されたところでございます。

それでは、まず、奨学金の債権処理等、昨年度末時点で方策を確定して、以後継続して取り組むとされた項目のその後の状況について、市の方からご説明をお願いします。

杉本市民局長：市民局長の杉本でございます。いま阪井委員長からご紹介いただきましたように、見直しにつきましてはお蔭様で平成21年度末で完了したところでございます。どうもありがとうございました。その後、債権回収など継続して取り組

むべき課題がございますので、こうした課題の進捗管理のために、昨年度の委員会でお諮りいたしまして、委員の任期の延長をお願いしたところでございます。

それでは、昨年度末に方策を確定して見直しを完了した後、今年度に継続して取り組んでいる3つの項目、「高等学校等奨学金及び大学奨学金の債権処理」「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」「共同浴場等に係る市有財産の有償化」の取り組み状況につきまして、それぞれの担当からご説明をさせていただきます。

岡田教育委員会事務局総務部長：教育委員会事務局総務部長の岡田でございます。高等学校等奨学金は教育委員会事務局が、大学奨学金につきましては健康福祉局が所管しているところでございますが、私の方から一括して、高等学校等奨学金・大学奨学金の債権処理につきまして、昨年3月の第8回見直し監理委員会以降の進捗状況につきましてご説明・ご報告を申し上げます。資料1をご参照願いたいと存じます。

まず、最初に経過でございますが、昨年の見直し監理委員会におきまして、高校・大学奨学金の債権処理方策の方向性につきましてご確認いただきました。そのうえで「奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例案」を昨年の5月市会にお諮りしたところでございます。この条例の内容につきましては2つのポイントがございます。

1点目は、いわゆる「地対財特法」の法期限でございます平成13年度以前に返還の始期を迎え、奨学金返還の償還補助の対象となっていた方につきましては、京都市での判例等を踏まえまして「予測外の不利益」に配慮するという観点から、ご本人からの申請により返還免除ができる旨規定いたしました。

2点目は、これまでの間、本市「取扱要領」により行ってきた返還免除が、条例等に根拠がなく、効力を持たない、有しないものであることから、本市では奨学金の返還を遡及して請求する必要があるとございます。しかしながら、平成14年度以降から現在に至るまでの返還期限が到来した債権、8年分、9年分になるところでございますが、これをすべて一律に請求していくということにつきましては、返還対象となった借受者の方に多大なご負担がかかるということが予想されますことから、激変緩和措置といたしまして返還期間の延長を講ずるというものでございます。

この市会におきまして指摘されました主なご意見でございますが、「市会の議決も経ずに、市の内部規定である要領により返還免除をしてきた、大阪市の責任は重い」、また「借受者にとっては、唐突感がある。事務的ではなく丁寧な説明を行うことが必要である」、さらに「新たな人権上の問題が発生しないよう、十分配慮すること」等ございました。

これに対しまして、市からは、「借受者に対しまして、お詫びや経過、今後の取り扱いについて丁寧な説明を行い、ご理解・ご協力をいただくように努めてまいりますとともに、透明性・公平性・公正性を確保し、適切に債権処理に取

り組んでまいります。」また、「今回の債権処理にあたりましては、住所や世帯状況等を踏まえまして、例えば保護者を通じて連絡をとるなど、慎重に対応してまいります。また、お会いして説明するにあたりまして、突然に訪問するのではなく、あらかじめ、日程調整をしたうえで、お会いするなど、慎重に対応してまいります。」等と、ご答弁申し上げたところでございます。

また、9月には、この5月市会において制定されました新条例の具体的な手続きの規定を整備してまいりますにあたりまして、債権処理をより適切に実施してまいりますため、返還免除の規定について、現行国制度の取り扱いに即した内容に条例の一部を改正することを市会にお諮りしました。

この条例の改正内容は、返還債務の免除にあたりまして、基準とすべき所得につきまして、改正前は、貸与を受けた者の属する「世帯」を基準としておりましたが、改正後につきましては、貸与を受けた方が引き続き、父母と同居しておられる場合が従前通りとなりますが、父母と同居していない場合につきましては、原則として貸与を受けた方「本人」が基準となること、また、その方が被扶養者、ご結婚されて配偶者の扶養家族になっておられるような場合には、貸与を受けた方「本人」、並びに父母、ご両親の方の「世帯」を基準として行うこと等に改正したところでございます。

この市会におきましても、前回の5月市会と同様、「債権処理におきまして、新たな人権上の問題が発生しないよう配慮してほしい。」という指摘をいただいております。「債権処理を進めるにあたりまして、卒業後、借受者の生活実態も変わっていることから、転居される、あるいは結婚されている等の状況がございます。新たな人権上の問題が発生しないよう丁寧に対応してまいります。」とご答弁申し上げております。

さらに、この5月に制定されました新条例また、9月に一部改正いたしました旧条例に基づきまして、取り扱いを定めてまいりますため、規則・要綱整備にあたりましては、市民から広く意見公募を行ったうえで、条例と併せまして11月1日から施行したところでございます。

続きまして、借受者数と債権金額につきまして、23年2月末現在でございますが、ご報告を申し上げます。

今申し上げました新条例により奨学金を免除することができる返還免除の対象者についてでございますが、高校奨学金につきましては、借受者の方3,267人、債権金額にいたしまして1,637,467千円、大学奨学金につきましては、借受者が538人いらっしゃいます。債権金額は944,321千円。高校・大学奨学金を合わせまして、借受者が総数3,805人、債権金額につきまして2,581,788千円でございます。

また一方、新条例により返還を免除することができない対象者、免除の非対象者でございますが、こちらの方は、高校奨学金につきましては借受者が950人、債権金額にいたしまして737,846千円、大学奨学金では借受者305人、金額にい

たしまして 795,513 千円。高校・大学を合わせますと、借受者総数 1,255 人、金額にいたしまして 1,533,359 千円でございます。

高校・大学合わせまして、全ての債権者合計は右下の表にございますように 5,060 人、金額にいたしますと 4,115,147 千円でございます。

次ページの裏面の方に移らせていただきます。3 番の債権処理状況につきまして、今月 3 月 10 日現在の状況でご報告申し上げます。

新条例に基づく返還免除対象者につきましては、高校・大学合わせまして 3,805 人いらっしゃいますが、その方々に対しましては、11 月から 1 月までの間に、原則、保護者の方宛に説明文書を送付したところでございます。また、既にお亡くなりになっておられるなど保護者がいらっしゃらない場合につきましては、借受者本人宛に説明文書の送付先を確認するための連絡をいただきたい旨の文書を送付いたしました。この方々につきましては、ご返事をいただいた方から、順次、説明文書をお送りしているところでございます。

また、説明文書を送付するだけでは十分にご理解をいただき難いというふうにも思われますので、市民交流センター等を活用いたしまして、各地域ごとに個別の相談会を延 29 回開催いたしております。併せまして、電話等でのお問い合わせに対しましては説明などを随時行っているところでございます。

3 月 10 日現在、この返還免除対象者 3,805 人のうち、説明文書が既にお手元に届いている方につきましては、3,259 人、割合といたしましては、85.7%の方でございます。また、その内、個別相談会あるいは電話等により具体的に説明をさせていただいた方につきましては、1,740 人、45.7%でございます。さらに、説明の主旨にご理解をいただきまして、既に返還免除申請書の提出等、手続きを始めていただいた方につきましては、総数 2,336 人、61.4%となっております。

これらの返還免除の対象の方々の主な反応といたしましては、まず、突然文書が届いて驚いておる。また、説明文書の内容がわかりにくい。あるいは、保護者の方にお送りしておりますので、子どもさんと疎遠になっており連絡がとりにくい。あるいは、手続きが変更になったことは、納得できない。さらに、免除申請の手続きが繁雑であって、一括して免除することができないか等の意見が出ております。

一方、返還免除非対象者の方につきましては、高校・大学合わせて 1,255 人いらっしゃいますが、これらの方につきましては、お会いしてご説明を申し上げたい旨の連絡文書を、原則といたしまして、保護者宛に送付いたしまして、日程調整を行ったうえで、本市職員がご自宅を訪問する等、個別に説明を進めているところでございます。

この対象者 1,255 人のうち、連絡文書のご返事いただいた方は 605 人、割合といたしますと 48.2%の方からご連絡をいただいております。その内、保護者ないしはご本人様に説明文書をお渡しできている方につきましては 559 人、割合で申し上げますと 44.5%でございます。また、返還免除の申請等いただいた方、

手続きを進めていただいている方につきましては、166 人、13.2%の方でございます。さらに、お2人の方につきましては、現在返還手続きを開始していただいているところでございます。

この返還免除対象者の皆様方の主な反応といたしましては、そもそも返還を要しないと聞いていた、今さら返還せよとは納得ができない。また、返還をしなければならないことがわかっていたのならば、そもそも借りはしなかった。大阪市の不適切な処理の押し付けである。さらには、国基準免除に該当するかどうか、そちらの方の所得審査、判定をした上で、手続きを始めていきたい等の意見が出ているところでございます。

続きまして、4 番の債権処理に係ります今後の進め方でございます。今申し上げましたように、丁寧な対応を進めているところでございますが、現状といたしましては、高校・大学奨学金合わせまして返還免除対象者 3,805 人のうち、546 人の方々に、まだ説明文書を手渡せていない状況にございます。これは、住所が不明の方、あるいは、本人宛に説明文書の送付先を確認する連絡文書をご送付したところ、まだご返事をいただけていない方等でございます。

一方で、返還免除対象者の方 1,255 人中、650 人の方につきましては、まだ何の連絡もとれていない、こういう状況でございます。

今後、この返還免除対象者・非対象者合わせまして、ご連絡いただけていない方に対しましては、4 月上旬を目途といたしまして、2 回目の連絡文書、連絡をいただきたい旨の文書を送付する予定でございますが、この2回目でも連絡をいただけない場合につきましては、さらなる連絡文書をお送りする等、借受者の方とのコンタクトを図ってまいりたいと考えております。

また、今年度 22 年度につきましては、高等学校等奨学金につきましては、教育委員会事務局、大学奨学金につきましては健康福祉局がそれぞれ別に所管しておったところでございますが、同一の借受者の方が高校奨学金、大学奨学金、両方に重なっているというケースが相当あることから、23 年度からは、高等学校等奨学金と大学奨学金の債権管理を一括して行う、そういう体制を整備いたしますとともに、引き続き、丁寧にご説明を申し上げながら、制度の変更内容、また、今後の手続き等につきまして、借受者の方のご理解・ご協力をお願いいたしまして、適切かつ確実な債権管理・債権回収に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

林市民局人権室長：市民局人権室長林でございます。私の方からは、続きまして、未利用地等の管理及び駐車場の管理運営につきまして、ご説明させていただきます。お手元資料 2 をご覧いただきたいと思います。

未利用地等の管理及び駐車場の管理運営につきまして、その資料の上段に表が載っております。左側の表でございますが、それぞれ現況、駐車場・空地・グラ

ンド等々で44箇所ある、このいわゆる未利用地及び駐車場につきまして、前回、第8回の本委員会におきまして、活用の方策を定めて、今後はそれに向けて条件整備、商品化の作業を進めるということでご説明をさせていただいております。

表の右側でございますが、大きくは区分のところに書いておりますように、売却するもの①として、それから、事業化または売却するものとして②、引き続き暫定活用で駐車場として利用するもの③。件数と書いたところの左の縦の列でございます。これが、21年度末第8回の前回ご報告させていただいた区分でございます。太線の中が、第9回本日の時点での件数でございます。その後の課題整理でありますとか、条件整備等々で若干の変動がございます。下の「活用方策に基づく対応状況」のところ、一緒にご説明をさせていただきます。

まず、売却するものとして①27件ということになっております。これは昨年の時点では23件でございました。これが27件に増えております。1つ飛んでいただきまして、③として駐車場暫定利用、これが本日の資料では2件というふうになっておりますが、前回の資料では6件ということになっております。したがって、③の6件の内から①の売却の方へ4件数字が動いたということになっております。これは、土地の条件整備、商品化に向けての課題整理をしていく中で、売却することが可能であるという条件が立ちましたので、改めて区分分けをしております。

まず、順番にいきますと、①の売却27件でございます。これは、土地の売却に向けて、隣地との境界確定などいわゆる商品化の業務を現在進めております。駐車場で管理しているものにつきましては、22年度末で事業終了ということで、23年度以降の売却を目指していくとしております。

それから、②の事業化または売却15件。これは、前回の資料でも15件でございます。これにつきましても管理委託、駐車場としているものにつきましては、22年度末までということにしておりまして、23年度からは事業化するものまたは売却するものといったものに明確に分けていく作業を進めるということにしております。

それから、③駐車場として暫定利用するもの2件、これにつきましては、前回の時にご説明をさせていただきましたが、土地につきまして、公図整理等、商品化に向けた作業のために、かなり時間を要するといったようなものについては空地のまま管理するよりは駐車場として引き続き利用することが望ましいということで、そういった方向性で活用していきたいと言っていたものでございます。

ただし、現状の駐車場の管理委託をしております事業は本年度末までという予定になっておりまして、23年度からは駐車場の事業者を改めて募集して土地の貸付けの手法で暫定活用を開始するということで、この3月に一時貸付けの一般競争入札を実施いたしました。2箇所とも事業者が決定しております。4月からその事業者のもとで暫定利用を開始する予定になっております。

この2箇所につきましては、特に商品化するうえで課題が多いということで、

まず1箇所につきましては、当該用地、本市が買収する以前、45年間にわたりましてメッキ塗装工場が所有していた土地でございます。いわゆる土壌調査の専門会社等に意見を聞きますと、土壌汚染の状況がかなりあり、商品化・売却するにあたって、その土壌汚染の調査・除去を必要としますが、かなり慎重な対応をすべきであるということでした。通常のように掘削するにあたって、単純に掘ってしまうと下に入っているものが、空気中に散布されるというようなおそれもあるので、慎重に調査したうえで状況を確認すべきであると。また併せて、北側の地権者との境界の部分が整理できていないといったような状況もございます。土地の売却に至るまで、まだかなり時間を要するであろうということで、当面、駐車場として活用するという判断に至ったものです。

もう1件につきましては、こちらの方は、周辺に9筆11名の地権者の方がおられまして、この間ずっと境界確定の交渉をしておりますが、なかなか合意に至っていないというような状況がございます。また、一部建物がせり出したりしております、その辺の整理にも時間を要します。また、そのうち地権者の方で、昨年、お1人お亡くなりになられまして、相続の問題等も出てきており、かなり権利が輻輳しております、時間を要するということでございます。

以上の理由からこの2件については、引き続き駐車場として暫定利用するということで進めているところでございます。

これまで実施しておりました駐車場の事業につきましては、今年度末をもって終了ということで、それぞれの駐車場の契約者の皆様方については、昨年9月の時点で本年度をもって事業終了する旨、それから3月末をもって駐車場を廃止するといった旨の通知をさせていただいております。

また、2月に入りまして、使用契約の解除通知をさせていただいております。したがいまして、この3月末をもって、いわゆる使用契約を解除したいと、駐車場を廃止したいというふうに考えております。駐車場の状況ですが、全体で34箇所ございます。管理台数、いわゆる駐車場としての駐車枠が約1,000台ございますが、昨年の事業の終了を通知する際の契約台数が524台ということで、現在の2月の時点ではございますが、その後、順次他の月極め等々へ変わられる方が出てきていまして、今、契約台数は直近の2月の時点で250台弱ということで、だいたい53%程となっております。ですから、3月末までの契約ということになっておりますので、3月末の時点で駐車場を閉鎖していきたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

藪本健康福祉局生活福祉部長：健康福祉局生活福祉部長の藪本でございます。お手元の資料3に沿いまして、「共同浴場等に係る市有財産の有償化」についてご説明をさせていただきます。

共同浴場につきましては、昭和43年の大阪市同和対策審議会答申に基づきまして整備を進め、平成13年度までは上下水道料金の免除や重油燃料購入助成な

どの運営補助を行ってまいりました。

また、自主的な運営に向けまして、建替え等に当たっては運営主体に対する整備補助を実施しながら統廃合を進めるとともに、平成14年度からは3年間に限定して経営安定化の運営補助を実施し、段階的に縮小しながら自立した運営を促進してまいったところでございます。

その後、平成18年度の「調査・監理委員会の提言」を踏まえまして、「見直し方針」に基づく有償化の具体的な内容を整理し、処理方策をとりまとめたところでございます。

共同浴場13カ所・理髪館1カ所、合計14カ所を有償化の対象として取り組みを進めておりますが、本市の施策で整備してまいりました共同浴場につきましては、施設の形態として地域の保健衛生に寄与する効用がございますので、その機能の円滑な継続を図るため、資料に記載しておりますとおり、法人化された運営主体に対して、共同浴場の運営に用途を指定し、土地等を随意契約により売却あるいは賃貸することとしております。

この資料3の当初と書いてある表をご覧くださいなのですが、このため共同浴場の運営主体に対しまして、有償化方策とともに、売却価格や賃料・保証金など有償化にかかる基本的条件を説明し、それぞれの意向を集約いたしました結果、有償譲渡の方向で検討するとしたところが3カ所、有償貸付の方向で検討するとしたところが9カ所、安定した経営見通しが立たず廃止を視野に入れて検討するとしたところが2カ所で行いました。

続きまして、その下の進捗状況の表をご覧くださいと存じます。今申し上げました方向性に沿いまして、この間、有償譲渡につきましては、分筆など土地の商品化や法人化に伴う浴場建物の移転手続きを進めながら1カ所の売却を完了いたしました。

しかしながら、当初予定しておりましたうち1カ所につきましては法人化の調整が難行し、その調整にお時間を要することから当面は有償貸付の方向で検討する意向が示されておりますので、できる限り早期の調整を促しながら最終的な対応を詰めてまいりたいと考えております。

また、有償譲渡の残りの1カ所につきましては、昨年の夏頃から利用者が減少する傾向にございまして、経営見通しを再精査するなかで運営継続を断念されまして、先の2月末をもって運営を廃止しております。

次に、有償貸付でございますが、貸付面積の精査や賃料設定に関する大阪市不動産評価審議会への諮問、法人化に伴う浴場建物の移転手続き等を行いながら、年度内に6カ所の契約締結を完了する予定でございまして、現在4カ所の契約締結を完了しております。

一方で、有償貸付の方向で検討を進めつつも、先程申し上げました法人化の調整をはじめといたしまして、保証人設定の調整や重油価格の上昇等に伴う経営見通しの再精査等、課題整理にお時間を要するところが4カ所ございます。今後

の対応といたしまして、できる限り早期の調整を促し、準備が整い次第、契約を締結してまいりたいと考えております。

なお、理髪館につきましては有償貸付予定として整理しておりますが、廃止の方向で調整を進めておりまして、有償貸付については、当面、短期の貸付とし、できる限り早い段階での廃止に向けて、引き続き調整を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、利用廃止の共同浴場についてでございますが、先程申し上げましたとおり、既に1ヵ所が運営を廃止しております。今後、市有財産の活用について検討を行ってまいりますが、基本的に未利用地として一般競争入札による売却を進めてまいりたいと考えております。

また、利用廃止予定2ヵ所のうち1ヵ所につきましては、現在のところ年度内での廃止を目指しておりますが、廃止にあたりましては利用者や地域の理解などを得る課題がございますので、円滑に進められるよう配慮しなければならないと考えてございます。

残る1ヵ所につきましては、近隣に他の公衆浴場がなく、住宅に浴室が設置されていない利用者、特に高齢者の方々が現に利用されているという状況がございますので、引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。しかしながら有償化に移行できない限り利用廃止ということを念頭に置きまして粘り強く取り組むことが基本でございますので、浴場建物の有効な活用方策も含めて検討し、平成23年度において対応の方向性を最終的に整理してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

阪井委員長：ただいま、「高等学校等奨学金・大学奨学金の債権処理について」、それから、「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」について、そして「共同浴場等に係る市有財産の有償化について」、3つの項目についてご報告いただきましたが、委員の皆さん、ご意見なりご質問をお受けしたいと思いますが、いかがですか。

細見副委員長：奨学金の債権処理について、この間の動きというのは、よく理解できました。11月末から1月末までにいろんな作業をされ、現状その結果をみながらということだと思うんですけど、その過程の中でこの施策を有効に進めていくことについて、どのような方策なり工夫がいいだろうというような反応ですね、こういうふうになれば、もっとうまくいくのではないかといった現場からの知恵がありましたら、お聞きしたいということです。もう一つは、返還免除非対象者等の調査の中での反応を紹介していただきたいのですが。対象者のさまざまな思いに対してどのように対応していくのかということ。最後に、23年度から債権管理の部門を一括し、債権処理を行っていききたいということですが、債権処理の問題の見取り図といいますか、ロードマップがしっかりと説明できないと施策の効果

も十分には発揮できないと思いますので。

岡田総務部長：ただいまいただいたご意見で、まず、第1点目のこれまでの我々が行っております債権回収事務にあたっての学ぶべき教訓ということですが、現在、教育委員会、健康福祉局、それぞれ、本来の所管以外に、局内で応援体制を組んで、やらせて頂いております。その中で実際対応している意見を集約しながら、よりよい方法を検討しているところでございます。そうした中で、二点ほど具体的には、高校・大学奨学金が共通している方が相当数いらっしゃいますので、教育委員会、健康福祉局が別々に説明に行ったりということは、相手の方にも二度手間になるということもございますので、一本でできるように、教育委員会、健康福祉局を兼務するという形で体制整備をさせていただいて、専任の職員を一定確保しまして、より制度に対して熟知している人間で4月以降は、対処してまいりたいと考えている点が一点でございます。

二点目の方で、細見委員からご指摘いただいた内容と重なるところがあるんですけども、確かに返還免除の対象とならない方につきましても、所得審査等によりまして、国基準免除に該当されれば返還が、20分の5という、5年分ずつではございますが、返還免除になります。現実の問題として国基準免除の方々につきましては、先に処理を進めるのではなくて、現時点での所得で自分が返還を現実にしなければならないのか、免除になるのか、その辺をまず知りたいと、そういうことをしたうえで具体的な手続きを進めたいというお気持ちが強いということもございますので、可能な限りは我々といたしましては、必要書類のうち、例えば現在の所得等の書類を先にいただいて審査を行ったうえで、国基準免除にあたる、あたらないのご報告をさせていただき手続きを始めるというようなことで進めてまいりたいと考えております。引き続き、当然のことながら、未だにご連絡もいただいていない方も沢山いらっしゃる中で、どのように連絡をとっていけばいいのかということも含めまして、今まで行ってまいりました方法につきまして、一度今までの状況を総括した上で、方針につきましては定めて参りたいと思います。

次に第2点目について、当然借受者の方にとりましては、当たり前といえば当たり前のご反論をいただいているところでございます。この間、市の方の処理が不十分であったことからこのような事態に至ったことにつきましては、丁寧にお詫びを申し上げながら、議会でのご審議も踏まえまして、我々といたしましては、引き続き丁寧な対応を心がけ借受者の方々のご理解とご協力を頂くことに努めるということしか、具体的な解決策はないのかなと考えているところでございます。

そして第3点目の、今後の方策につきましては、簡単にご説明申し上げましたが、新条例によりまして返還期間を延長するという処置をとりました関係上、たとえば返還の始期が平成14年度からの方をまるごと後ろに倒しているわけで

ございますから、最大で申し上げますと今後 20 年間債権管理回収事務が続いていくということになることかと思えます。返還金額が徐々に増えてくれば、債権額そのものは減ってまいります、相当の期間この作業を進めていかなければならないことは間違いないかと思えます。

こうした中で、ひとつには、1 回目に返還免除の手続きでございますとか期間延長のための手続きを採って頂くまで、そのご理解とご協力をいただくまでの間、これが相当に丁寧な対応をしなければ、うまくいかないというように考えておりますが、仮にその手続きに入っていただきまして、返還免除の手続き等につきまして、借受者の方にもある程度慣れて頂けますれば、後はある程度ルーティーン化した作業にもなろうかと思っております。従いまして、返還免除対象者の方、非対象者の方全ての方々にやはり、きっちりとご説明をさせていただくということをもまず目標にして参りたいと考えております。

現時点で、まだ非対象者等につきましては、いまだ半分強の方がご連絡も頂けていない状況でございますので、これらの方につきましても、4 月以降精一杯がんばって参ります。どの時期までにどの程度進むかということについては、十分見通しが立っていない状況でございますが、前に向いて取り組んで参りたいと思っております。

阪井委員長：他に、何か質問ございませんか。

松下委員：未利用地等の貸与状況、活用方策について、特に売却についての、現状、見通しを、今の社会情勢、経済情勢と見比べて、今後の見通し等も含めてもう少しご説明いただければと思います。

林人権室長：売却ですが、個々の 27 箇所について、それぞれ測量等の商品化の作業を進めていまして、各々のスケジュール、例えば何年の何月に売るところまでは絞りきれないところがあるんですけれども、土地の整備ができていますところもありますので、売却については基本的には条件整備が出来たところから入札にかけていくこととしております。ただ、いま経済情勢とおっしゃいましたけれども、売却困難な土地については、今申しましたように、駐車場というような形でやっております。やはり場所にもよると思いますけれども、経済情勢も影響して、不落になっているものも出てまいっております。これについては、売却困難用地ではないのですが、なかなか売れないということになりますと、維持管理に費用を要しますので、その状況をふまえて、何回か売却にかけて、ある程度先行きをみた時に、維持管理費もかかるので、貸付に切り替えていくということも、市全体の方針の中にもございますので、売却だけに限定せず、できるだけ有効に活用して収益を上げていく、財源確保に努めていくという形の検討を進めておるところでございます。

松下委員：状況に応じて若干の変更もありうるということですね。

林人権室長：そうですね。

阪井委員長：細見さん、奨学金の債権処理について、先ほどの説明でよろしいですか。

細見副委員長：20 年続くというような思いでこの施策を考えていると、延々とこの事務が続くのかというようなことになりますので、今おっしゃったように、今年なり来年くらいまでに、全対象者に届けるんだというような目標値を持っていたら、その後は、個別にいろいろ対処していくというように、メリハリをつけた方法をやっていくということは非常にいいと思います。とりあえずは1年で、すべての人に分かり易く説明して欲しいということがひとつあるし、そういうことをやっているということを市民に知ってもらう。そして20年でなく、この問題を早期に解決していくという決意表明なり、市政を分かり易く出して頂きたいと思います。いろんな条例があり、あるいは国の審査基準、あるいは大阪府独自の要綱などという経緯も、私たちは何度か説明を受けているからわかるだけでして、市民に対する説明をしっかりともっと分かり易いかたちでやっていただきたいです。

阪井委員長：なかなか難しいでしょうけれども。

岡田総務部長：おっしゃるとおり、私どもといたしましては、先ほども申し上げたように、まずは一通り皆様方にきっちりお会いさせていただく、あるいは電話等になる場合もございますが、できるだけ丁寧に、制度がこのように変わった、あるいは、今後の手続きがこうなりますよということを、わかりやすくご理解いただく、それがまず第一歩だと思っております。この第一歩が一通り終われば、確かに期間としては20年間向こうでございますけれども、これは事務的に処理といたしますか、対応していけることかと思っておりますので、可能な限り来年度中くらいには、その作業を終えて参りたいと考えております。しかし、なにぶんにもまだ、ご連絡を取れていない方が相当数いらっしゃるということから、その辺の目鼻を現時点で明確に申し上げるのはなかなか難しいかなと思っておりますのでございます。

阪井委員長：それじゃあ、引き続き努力していただくということで。未利用地についてはよろしいですか。

細見副委員長：土地の処分の問題については、どこの自治体、中央官庁などもそうですが、どのように運用していくか、そしてできるだけ財政に寄与するか、財政負担を

少なくしていくかということで、いろいろなアイデアを国民に募っているというのは、ご存知のことと思うんです。例えば、空き教室を保育所にするとか、保育ママさんに使ってもらうとか、介護のところで使ってもらうとか。売却ということだけでは事態が動かない。売れるものは売ったと、しかし売れないものが残っている、あるいは土地はそのままにして、いかに運用していくのかというような観点でやるのもひとつの方法じゃないかというような大きな動きがでてきております。そういう意味で貸付なども柔軟に考えているというお話でしたので、ぜひ現場の意向等も取り入れながら、売却以外のことも視野に入れながら、この問題を動かして行くというのが私は必要かなと思います。

林人権室長：まさに、そういう観点もあろうかと思います。しかし、一方で、いま非常に財政状況が厳しいなかで、未利用地を積極的に売却して財源の確保を図っていく、これは大きな柱としてございます。土地の高い時代は、先買いをして、貴重な土地なのですぐには手放さないといった状況であったんですけども、最近売却を進めていくというのが、ひとつ基本線としてございます。ただ、売却までの間にニーズがでてくるケースがあらうかと思いますので、今、土地それぞれに所管局というのがございますけれども、バラバラで管理していたらなかなか全体の土地の状況は見えないということで、本市としましては、未利用地の活用方策の中で、土地の現地管理はそれぞれでやるんですけど、ひとつの表で、大阪市にこういう土地があって、このくらいの予定で、こういう活用方針でやっているという形で見られるようになっていきますので、そういった中で、転活用などの場合も、効率的に利用できるというような仕組みにもなっております。そういう状況の中で、有効に活用していきたいと考えております。

細見副委員長：事業化といってもいろいろな方法がありますし、効果的に事業化を推進するためには、いろいろなノウハウ、あるいはスタッフの力量等あると思うんですね。たとえば、土地がここにあるということを広く知ってもらうとか。ネット競売なんかもありますけれども、売却、貸付など、こういうことをやっているんですよという、まとまった窓口のようなものがあって、これもやっぱり年内にどれくらい処理したいとか、そういう数値目標みたいなものを入れながらやらないと、単にここに土地がありますという、ここで各局が持っているだけではなかなか動かないというような例があるんじゃないかなと思うんですけどね。

林人権室長：そういう売却等の時期を、用途を定めて、現行の規定では、早期、中期、長期という形の中で、年度を決めてやっております。しかし、それから大分時間も経っておりますので、新たな区分分けが今後されると思いますが、一定、目安というか、当然財源になりますので、中期的な視野にたっていくらというよ

うな、売却予定地が何箇所、どれくらいの値段をつけてといった、目標をもって行っております。

また、一般競争入札などで、応募者が上がってこないものについては、細見副委員長がおっしゃったように、ネットなどにものせて、広く声をかけるということも、検討として進めつつあります。当然ばらばらとやっているのではなくて、契約管財局というところが、集中的に、未利用地の売却の契約、入札等やっておりますので、一元化されており、効果的、効率的な土地の売却を進めているという状況であります。

細見副委員長：もうひとつ、たとえば保育ママ、デイサービスセンターなどの高齢者向けの事業をやりますといったような NPO 等があるとすれば。でも、駐車場ですから空きがないんですね。

林人権室長：この 44 箇所については、基本的には駐車場利用や空地での管理ですから、平地、というような状況になっています。しかし、大阪市全体の未利用地をみますと、建物が乗ったものもございまして、現状有姿で売却するという場合もございまして。貸し付けるというのは、特に事業目的を持って施策としてやる場合は、市が貸し付けをするという形になるんですけど、一般にお貸しするという状況になるとすれば、売却がなかなかできなくて、貸付という形に切り替えて、一般競争入札という形になると思います。具体的に、そのようなものが近々にあるのかどうかはわかりませんが。

阪井委員長：他に何かありますか。

松下委員：ちょっと一点よろしいですか。直接的には今日の議題と関係ないのですが、ISO 国際標準化機構というのがあるんですけど、昨年 11 月 1 日に「社会的責任の手引き」というものを発行したんですが、これはご存知ですか。市として対応はされているんですか。

林人権室長：具体的に市としてというのは、どんな状況かわからないんですけど、認証ではなく、ガイドラインのようなものです。私ども市民局は直接そのへんのことは、疎うございますのでよくわからないんですけども、お話としては、聞こえてきているのは確かでございます。

松下委員：実は私、もう 7 年ほど、企業の社会的責任、内部統制の関係で、若干端っこのほうに関わっているものですから。企業については、2006 年の会社法改正、金融商品取引法の改正で、内部統制制度を導入しています。その根っこには企業の社会的責任を徹底していこうということなんです。今回でできました ISO は認

証をするようなものではないのですけども、今回は企業だけの社会的責任ではなくて、政府や自治体も全部含めて社会的責任のガイダンス、いうなれば、こういうもんですよということを理解してくださいというものなんですね。その中で、公正性、透明性、説明責任が重要な視点のひとつとしてあげられている。企業は、企業不祥事があったために、内部統制システムをやっているわけですけども、今回の不祥事の根源的な問題は、そこにあったんじゃないかな、というような感じがするものですから、直接的には具体的にどうするかではないのですが、26000の中はちょっとご理解いただいでですね、特に今回のケースのことがありましたから、大阪市として、そういうことに関心を持って見ていただいた方がいいんじゃないかなという感じがいたします。参考までに。

村上市民局理事：市民局理事の村上でございます。ありがとうございます。今までコーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティといっていたのが、公的セクターも含めてのCSRということになって参りまして、当然我々もそのことを意識して参らなければならないんですけれども。大阪市もこの間、市政改革を進めて参ります中で、コンプライアンス改革というのは、ひとつの大きな柱になっておりまして、市長も、コンプライアンスに関して全国の自治体の中でも一番厳格に実行していく自治体を目指していくと申しております。ただちに、大阪市のコンプライアンス改革の取り組みと26000との関係性について、今、大阪市で具体的に検討が進んでいるわけではございませんけれども、これから国際化していく中で、大阪市として取り組んでいるコンプライアンスの水準が国際的な標準規格からみてどう評価するのかという観点で、我々の分野だけでなく、全市レベルでもう一度きちっと整理をして、今後のコンプライアンスなり社会的責任の果たし方ということでの、体系付けですね、今後の取り組みになって参ると思いますけれども。まだ、今のところ、いろいろ情報収集をして、勉強していくという段階ですので、もう少し時間がかかるのかなというふうに考えています。

松下委員：もう少し付け加えますと、企業は、ISO26000を受けて、実際には11月1日の発行なんですけれども、企業の方は前に示された案を基にして、9月14日に日本経団連が企業の行動憲章とその実行の手引きを全面改正しました。この26000に合うように改正をしたんですね。26000をこのまま認証するものとは全然違いますのでね。その考え方、公正性、透明性、説明責任というものを内部統制にうまく組み込んでいって、実効性のある内部統制にしていって欲しいなあというふうに思っているんですけれども。これはおっしゃるように、企業だけの問題ではないので、市の方でも参考にして頂ければありがたいなあと思っています。

村上理事：十分意識して参りたいと思います。ありがとうございます。

阪井委員長：ちょっと外れましたが、未利用地と奨学金はもうよろしいですか。共同浴場等に係る市有財産の有償化の説明に対しても何かございますか。ございませんか。そうしましたら、3つの報告に対しては以上で。次に移らせていただきたいと思います。資料4、5として配布いただいておりますが、それについてご説明いただけますか。

村上市民局人権室管理担当課長：資料のとりまとめを担当しております、市民局人権室管理担当課長村上でございます。私の方から、資料についてご説明させていただきます。まず、資料4でございますけれども、これは、表題にございますように、貸付金回収事務の状況についての説明でございまして、今回、地対財特法期限後の事業等の見直しで、見直した貸付金の回収事務ということで、当初6項目ございましたけれども、芦原病院の貸付金につきましてはご承知のように破産処理によりまして完了いたしましたので、先ほどからご議論いただきました高校奨学金、大学奨学金等を含めました5項目につきまして、見直した結果に基づき、引き続き貸付金の債権処理に取り組んでいるところでございますので、ここにその見直しの結果及び貸付金残高の現状等お示ししているものでございます。

奨学金以外の、大阪府地域支援人権金融公社貸付金、部落解放消費生活協同組合貸付金、同和更生生業資金それぞれの回収事務につきましても、引き続き返済計画等に基づきまして確実に債権処理を進めているところでございます。

なお、奨学金の貸付残高が平成17年度末現在と、平成23年2月末現在直近の数字を書いておりますが、残高が増えております。その理由につきましては、※印で書いておりますように、先ほど説明もございましたが、平成14年度以降に本市の取り扱い要領により行った返還免除は無効であるということで、17年度末にはその分が入っておりますでしたが、新条例の施行に伴いまして、貸付残高に含めることになりましたので、現時点で申しますと残高は増えたと、という形になっておりますので、念のため、申し添えております。

それから、資料5です。これは、昨年3月の見直しの終了時点で取りまとめいたしまして、委員会のご了解を頂き、見直しの最終結果ということで一覧にしまして、公表もしているものでございます。今回、再度参考資料として添付しております。各事業、項目の区分ごとに件数表がございまして、欄外の数字でございすけれども、今年度の継続した取り組みによりまして、件数の内訳なりに変動のあるものにつきまして、参考に移動後の件数を記載しております。例えば、先ほど健康福祉局から説明させていただきました共同浴場等に係る市有財産の有償化の契約手続など、日々進行中のものもございすので、これは資料を作成した時点の参考数値ということで、今年度末の確定した状況として示しているものではございませんので、参考程度にとどめていただきたいと思います。

裏面の方は、昨年と同じく、事業等の個別の名称等を記載しているものでございます。説明は以上でございす。よろしくお願いいたします。

阪井委員長：それでは以上報告終わりましたが、全体的なことで特に意見かあるいはご質問ございますか。

細見副委員長：資料3のところ、少し気になっているんですが、共同浴場がなぜできたのかというような趣旨をご説明いただき、これは保健衛生に寄与するということ。条例の制定された時代背景、あるいはその精神はわかるんですけども、やはり時代の変化なりで展開する質的なものは変わらなうんです。例えば、食品衛生法という戦後できた法律は、食中毒予防であるとか虚偽表示であるとか、戦後の混乱時の問題に対処するものでしたが、現代では食の安全に重きが置かれるようになっていきます。ですから趣旨は十分にわかるんですけども、あまりその設立当初の趣旨にとらわれることなく、柔軟な発想で、例えばお風呂を必要な人にはクーポン券なりとか。お風呂に入るのは、非常に楽しみであり、娯楽のひとつであるというように、お風呂に対する考え方もかなり大きく変わってきていると思うんです。ちょっと、私が言いたいのは、あまりこうカチッと考えないで、お風呂を楽しんでもらうにはどのような施策があるかという形で考えていくことも大切なんじゃないかなというように思いました。

藪本生活福祉部長：たしかに委員のおっしゃるとおりでございまして、時代背景も周辺的环境も随分変わってございます。ただその一方でやはり、高齢者の方々に現に利用されている方もございます。そのあたりの対応も含めまして、丁寧な対応をして参りたいと考えております。

阪井委員長：だんだん難しい案件が後に残ってくるんだと思いますが、今まで出された意見を踏まえて引き続き的確に進捗管理を行っていただきたいと思います。ちょっと時間は早いですが、以上で審議を終わりたいと思います。

飯田総務担当課長：どうもありがとうございました。それでは以上で本日予定しておりました議事は終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。